

## (補助金公募)「新たな教師の学び」に対応したオンライン研修コンテンツ開発事業について Q&amp;A

令和6年4月4日現在

No.	ご質問	回答
<b>全般に関わる事</b>		
1	これまでの公募と今回の公募とで、申請資格の対象に変更はありますか。	申請資格の対象が広がりました。従前対象外であった特定非営利活動法人など、法人格を有する団体が新たに申請資格の対象となりました。なお、従前掲げていた「公益法人」及び「その他教員免許状更新講習開設に関して大学から認定を受けた実績を有する団体」については、今回の公募では特定非営利活動法人などと共に「その他法人格を有する団体」に包含しております。
<b>コンテンツ作成に関わる事</b>		
2	事務職や指導主事向けのものも補助対象コンテンツとなりますか。	対象となります。
3	1コンテンツの時間の目安はありますか。	1本の研修動画として成立していれば時間を定めるものではありませんが、作成にあたっては、公募要領別紙2(独立行政法人教職員支援機構作成資料)のP20「動画の組合せについて考える前に…」をご確認願います。
4	コンテンツの受講者の対象を絞ることは可能でしょうか。	職種やキャリアステージなど、想定する受講対象を当該研修情報に明示することはできますが、本事業で作成したコンテンツについては、制限なく広く公開されることを想定しております。
<b>申請方法に関わる事</b>		
5	複数の申請をすることは可能ですか。	1つの申請にまとめることが不可能な場合のみ可能ですが、1団体が複数件数を採択する場合は、喫緊課題ごとの採択件数のバランスなどを総合的に判断の上採択を行います。
6	複数の申請をする際、全申請案件分を同一業者に委託して撮影しようと考えています。その際、経費はどのように記載すればいいでしょうか。	経費の「記載用シート」において、業者の見積もりを基に、各コンテンツ作成にかかる経費の内訳を、それぞれの申請案件毎に記載し、分割困難である共通経費がある場合にはどれか一つに計上してください(その場合、計上した方の申請書にその旨がわかるよう明示することが必要です)。
7	複数の申請をする際、非常勤職員を雇用し、複数の申請案件分の動画編集をしてもらおうと考えています。その際、経費はどのように記載すればいいでしょうか。	経費の「記載用シート」において、申請案件ごとにかかる単価を計上してください。具体的な記載方法に関しては、様式の記載例をご参照ください。
8	備品を購入し、複数申請案件に利用したいと考えています。その際、経費はどのように記載すればいいでしょうか。	設備備品に関しては、申請案件毎にかかる単価など分割困難であるため、複数にまたがるものであっても、どれか一つの申請にのみ記載してください(その場合、記載した方の申請書にその旨がわかるよう明示することが必要です)。なお、本補助金にて設備備品費を購入する場合は、当該備品を必要とする理由書を提出願います(様式任意、作成例として「(参考資料)設備備品費を必要とする理由書(サンプル)」を適宜参照のこと。)
9	1つの喫緊課題について、基礎編と応用編のコンテンツ作成を考えています。その場合、1つの申請案件としてまとめてしまっても差支えないでしょうか。	原則として、同一の喫緊課題についての申請は、同一申請案件としてまとめて申請をお願いします。
10	これまでに本補助事業以外で開発・作成した研修コンテンツを更新する費用に、この補助金を申請することは可能でしょうか。	可能です。
11	同一事業者から複数のコンテンツ申請を行う場合、様式1は1シートにまとめ、事業実施責任者、事業実施担当者、会計事務担当者はそれぞれ一人に統一する必要がありますでしょうか。	ご認識のとおり、様式1に1シートでまとめ、事業実施責任者、事業実施担当者、会計事務担当者はそれぞれ一人に統一をお願いします。
12	動画内で著作物を使用するため使用料を支払う必要があるが、当該経費を補助金で申請することは可能でしょうか。	作成初年度における使用料は補助金で申請可能です。次年度以降に年間使用料が掛かる場合は、申請に含めることができません。
13	交付要綱様式1を提出する際は、PDFに変換して提出しなければいけないでしょうか。	Excelのまま提出してください。
<b>受講料に関する事</b>		
14	補助金で作成したコンテンツの視聴料を徴収することは可能でしょうか。	可能です。
15	コンテンツの視聴料の基準はありますか。	合理的な価格設定であれば、特に基準は設けておりません。
16	文科省として視聴料の決済方法を統一する意向はありますか。	作成コンテンツに係る視聴料の決済方法は、作成者ごとの掲載ページにて設定していただくことになります。文部科学省や(独)教職員支援機構では決済手続きは行いません。
<b>成果物に関する事</b>		
17	補助金で作成したコンテンツを掲載するプラットフォームはどこですか。	文部科学省が構築し、(独)教職員支援機構が運用する「全国教員研修プラットフォーム(Plant:プラント)」に掲載します。 Plantについて((独)教職員支援機構サイト) <a href="https://www.nits.go.jp/service/plant/">https://www.nits.go.jp/service/plant/</a>
18	補助金で作成したコンテンツデータの格納先は指定がありますか。	Plantの共同利用に参加する教育委員会(詳しくは、No.17に掲載の(独)教職員支援機構サイトにある「全国教員研修プラットフォーム自治体向けサービス利用規約」を参照願います。)が作成したコンテンツは、Plantに直接格納することができます。それ以外の団体が作成したコンテンツは、各団体のサイトなどに格納していただきます(Plantには、当該コンテンツを視聴できるサイトへのリンクを掲載します)。詳細な掲載方法については、交付決定後にお知らせします。
19	作成したコンテンツをプラットフォームに掲載する際に、掲載料や登録料はかかるのでしょうか。	Plantでは、本補助金で作成したコンテンツを含め、掲載料や登録料などは徴収しておりません。
<b>その他</b>		
20	同一の喫緊課題について、採択上限はありますか。	原則上限は設けていません。ただし、応募総額が予算上限を超過した場合、特定の申請案件に加点措置を設ける場合があります。詳細については、審査基準の<4. 評価基準>【予算上限を超過する場合の加点措置について】をご覧ください。
21	喫緊課題によっては更新頻度が短期で来ることが予想されますが、更新費用への補助等あるのでしょうか。	内容更新に係る費用への補助事業等の予定はありません。